

第1 自動運転車に係る制度について

- (1) 規制当局は、自動運転車の自律走行機能を審査するにあたり、道路交通における自動運転車の実運用を踏まえた物体検知距離、物体検知後の最低停止距離など、自動運転車の挙動について予測可能性を与えるための認証基準を策定し、当該認証基準に基づいた審査をしなければならない。その際、規制当局は、道路交通法その他の交通法規（以下、「道路交通法規」という。）に、上記認証基準を踏まえた改正を加え、交通参加者に対して十分な周知をしなければならない。（関連法規 道路運送車両法、道路交通法関係）
- (2) 規制当局は、自動運転車が新たな交通インフラであることを自覚し、自動運転車の自律走行機能の認証基準について、科学技術水準や本邦内のインフラ設備の普及率などを踏まえて継続的に再検討し、更新しなければならない。（関連法規 道路運送車両法、特定改造の許可制度、道路法）
- (3) 規制当局は、自動運転車が新たな交通インフラであることを自覚し、車検制度等を利用し、審査時の認証基準に基づき、自動運転車の自律走行機能について継続的に再審査しなければならない。その際、販売時の物的装備では審査時の認証基準を満たさない自動運転車がある場合、リコール制度とは異なる事後的な認証基準の更新に伴う物的装備の交換命令等を出せる制度を新設したうえ、物的装備の交換等をしていない自動運転車の走行を禁止しなければならない。（関連法規 道路運送車両法、特定改造の許可制度）
- (4) 自動運転車の製造事業者及び輸入事業者（以下、総称して「自動運転車の製造事業者等」という。）及び規制当局は、自動運転車の実運用前に、当該自動運転車の自律走行機能の機能限界について予め公表したうえ、自動運転車を所有する者、管理する者及び自動運転車を運行する者（以下「自動運転管理者」という。）のほか、交通参加者に対して十分に周知する措置を講じなければならない。
- (5) 自動運転管理者は、常に規制当局、自動運転車の製造事業者等の推奨する最新のソフトウェアにアップデートする義務及び事後的な認証基準の更新に伴う物的装備の交換命令等に応じる義務を負担する。また、自動運転管理者は、一定の期間毎に法定機関に

において自動運転車の点検作業を実施し、常に安全な走行が可能な状態に保つべき義務を負担する。(関連法規 道路運送車両法、特定改造の許可制度)

(6) 自動運転車の製造事業者等は、自らが販売する自動運転車に関し、自動運転車の挙動に関する説明責任を負担する。規制当局は、自動運転車の製造事業者等に対して、自動運転車の挙動を再現できる記録項目が保存される作動状態記録装置を設置させたいえ、自動運転車の挙動を再現する装置を開発させなければならない。(関連法規 道路運送車両法、道路運送法)

(7) 自動運転車の製造業者等は、自動運転車を運用するに当たり、自動運転車の利用者及び交通参加者のプライバシーを侵害するデータを収集してはならず、これらの情報について収集する際は、利用目的を達成した場合、破棄しなければならない。なお、プライバシーに関わるデータは、データ収集や紛争解決を目的とする国家から独立した機関によって収集され、自動運転車に関わる事故の処理や自動運転車の開発目的など、厳正に利用目的を審査したうえで提供される仕組みを検討すべきである。(関連法規 個人情報保護法)

(8) 自動運転管理者は、自動運転車の運行を開始するにあたり、救護義務など、運転手が走行時以外に負担する義務を代替的に履行できる仕組みを導入しなければならない。(関連法規 道路交通法)

第2 自動運転車の自律走行機能について

(1) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の自律走行機能について、原則として道路交通法規を厳守し、走行する機能を設けなければならない。(関連法規 道路運送車両法)

(2) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の自律走行機能について、自動運転車の製造業者等が定めている機能限界の範囲内において、安定的な走行を保障するほか、機能限界を超過した場合や機能障害が発生した場合、当該機能限界等を正しく認識し、安

全な場所に安全な挙動によって運行を停止できる機能を設けなければならない。(関連法規 道路運送車両法)

(3) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の自律走行機能について、事故原因を創出した者以外に、事故の結果を転嫁してはならず、かつ、路上における危険性を路外に持ち出すことは認められないことを前提として開発すべき義務を負担する。(関連法規 道路運送車両法)

(4) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の挙動によって、車内の乗員に危害を加えてはならない義務を負担する。(関連法規 道路運送車両法)

(5) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の自律走行機能について、人種、信条、性別、年齢、疾患、障害の有無、社会的身分、門地、経済的地位、人数などにより、事故発生時の挙動を操作する装置を設置してはならない。

(6) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の自律走行機能が、事故の発生可能性を感知した場合、原則として、道路交通法規の範囲内で、安全な挙動によって車両を安全な場所に停止させる方法にて、危険を回避させなければならない。ただし、自動運転車の自律走行機能は、道路交通法規を違反することが事故発生を避ける唯一の方法であり、かつ、違反した場合であっても路上及び路外（壁などの遮蔽物に遮られた内側を含む。）において車内の乗員を含む交通参加者に対する危害発生の可能性が発生しないと判断される事情を認知できた場合、例外的に道路交通法規を違反する機能を設けることが許容されるものとする。(関連法規 道路運送車両法)

(7) 自動運転車の製造事業者等は、自らも自動車損害賠償保障法第三条に規定される「運行供用者」と評価される可能性を認識し、自動運転管理者に対して、当該自動運転車の特性に応じたシステム取扱説明書、機能限界を明示した告知書、運行マニュアル等の制御に関わるマニュアル類を作成して、運行を支援するとともに、実際に制御及び監視する者に対する教育支援プログラムを提供しなければならない。(関連法規 自動車損害賠償保障法、道路運送車両法、道路運送法)

- (8) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車が無線通信などを使用する場合、無権限者によって運行が支配されないよう堅牢なセキュリティ対策を講じるべき義務を負う。
自動運転車の製造事業者等は、自動運転車に対して、無権限者によって運行が支配される可能性を検知し、冗長化されたシステムによって安全に停止する機構を設けなければならない。(関連法規 道路運送車両法)
- (9) 自動運転車の製造業者等は、予めソフトウェア及び物的装備の交換等によって安全な走行が不可能になると想定される耐用年数を定める義務を負担する。自動運転管理者は、管理する自動運転車を運用するにあたり、当該耐用年数に従うべき義務を負担する。(関連法規 道路運送車両法)
- (10) 自動運転車の製造事業者等は、販売する自動運転車について、外部の交通参加者等に対し、自動運転車の挙動について予測可能性を与えるため、自動運転車であること、自動運転車の自律走行機能の稼働中であること、自動運転車の進路予測などを効果的に表示する外部装置を開発する義務を負うものとする。(国交省要請)
- (11) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車の自律走行機能を設計するにあたり、交通弱者（高齢者、障害者、子供など）をできる限り保護するプログラムを構築しなければならない。しかしながら、事故発生の可能性が生じるなどした際は、他の準則が優先されることを自覚するものとする。(関連法規 道路交通法、道路運送車両法)
- (12) 自動運転車の製造事業者等は、自動運転車が新たな交通インフラであり、同種の車両が多数走行していることを踏まえ、解明された事故原因に基づき、速やかにリコールやソフトウェアアップデート、販売後の認証基準に従った物的設備の交換命令等に応じる措置を講じなければならない。
- (13) 自動運転車の製造業者等は、自動運転車の製造地域の違いによって、運行地域の交通参加者の安全性を左右してはならず、自動運転車が運用される国、地域の交通環境の差異に応じ、販売する自動運転車を適切にローカライズする義務を負うものとする(関連法規 道路運送車両法)。

- (14) 自動運転車の製造事業者等、規制当局及び国際機関は、自動運転車の効率的な回避行動について検討をする機会を設け、回避行動を標準化する努力をしなければならない。規制当局は、道路交通法規に対して、標準化された回避行動を反映させたい、多くの交通参加者に対して十分に周知する努力をしなければならない。(関連法規 道路交通法、道路運送車両法)

第3 他の交通参加者に係る義務について

- (1) 歩行者や手動制御される車（自動車、自転車など）の運転手などは、道路交通法規を遵守すべき義務があることを自覚し、自動運転車が走行可能なレーンを走行している際、その挙動を妨害してはならない義務を負担する。
- (2) 規制当局は、歩行者や手動制御される車（自動車、自転車など）の運転手などの違反行為によって、不当に自動運転車の挙動が妨害され、自動運転車が関わる事故が作出された場合、当該事故原因を作出した者の責任を明らかにする努力をしなければならないものとする。

第4 走行環境維持に係る義務について

- (1) 規制当局によって自動運転車の運行が許可された道路を包含する地域（以下「自動運転車の運行が許容される地域」という。）では、全ての交通参加者に対して道路交通法規を遵守すべき義務があることを自覚させるため、自治体や自動運転管理者を中心に、自動運転車の製造事業者等の支援を受けた交通安全教育が実施されなければならない。
- (2) 道路管理者は、自動運転車の運行が許容される地域において、自動運転車の安全な走行が保障される機能的走行環境を整備及び維持する義務を負担するものとする。
- (3) 自動運転車の運行を許容する地域では、自治体を中心となり、周辺住民の参加のもと、自動運転車の運行を許容する道路の設定、社会的ルールの策定など、自動運転車の運行を許容する条件を構築しなければならない。

第5 交通事故処理、紛争解決制度及び保険に係る準則について

- (1) 自動運転管理者は、自動運転車が関与する事故発生時に被害者を救済するための保険に加入しなければならない。自動運転車の制御・運行に携わる者は、これらの保険に加入をしていない自動運転車を走行させてはならない。(関連法規 自動車損害賠償保障法)
- (2) 自動運転車の製造事業者等、部品メーカー、ソフトウェアベンダー、道路管理者、自動車整備事業者、三次元マップ等のデータ提供事業者など、自動運転車に纏わるステークホルダーは、製造物、営造物及び役務などに係る賠償責任を十二分に果たせるよう保険に加入すべき義務を負担する。(関連法規 製造物責任法)
- (3) 規制当局及び司法当局は、自動運転車の関与する事故に関し、迅速に事故当事者に対する補償乃至賠償を行う紛争解決方法や制度を整備し、被害者を迅速に紛争解決手続きから解放しなければならない。
- (4) 規制当局及び司法当局は、自動運転車の関与する事故に関し、自動運転車と衝突した者に対して、過度な証明責任を負担させることのない紛争解決方法を整備しなければならない。
- (5) 規制当局及び司法当局は、自動運転車に係る紛争解決手続きにおいて、モラルハザードが発生することのないよう、真に事故原因を究明し、事故原因を作出した当事者に対して求償する手続を整備すべきである。
- (6) 規制当局及び司法当局は、自動運転車に係る紛争解決手続において、当該事故に関する利害関係者（自動運転車の製造事業者等、サプライヤー、保険会社など）による鑑定のみを根拠として判断をしてはならない。
- (7) 規制当局及び司法当局は、自動運転車に関わる事故原因の解明が、刑事責任追求を第一義的な目的として行われるべきものではなく、自動運転車の更なる発展や将来的

な安全性が確保されることを目的として捜査権（調査権限を含む。）を行使すべきである。

- (8) 規制当局及び司法当局は、自動運転車の設計並びに製造に携わる関係者及び自動運転車の認証基準の作成並びに実際の認証を行った係官に関し、故意重過失のない限り、自動運転車が起こした事故に関する事故原因の究明を優先する趣旨で、刑事責任を免除すべきである。しかしながら、刑事責任を免除する趣旨は、自動運転車の設計及び製造に携わる関係者の社会的な責任、説明責任などを免責されず、自動運転車の設計及び製造に携わる関係者に対し、自動運転車の更なる安全確保に向けた責任を負担させ、これらの責任に反した場合には重く処罰されるべき地位に置く趣旨である。